

# 議案参考資料

[令和3年第4回定例会(12月)]

[担当課(室)係]

医療保険課 国保係

## 議案名

議案第82号 桐生市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

## 趣旨・目的

健康保険法施行令等の一部改正に準じ、国民健康保険の出産育児一時金の額について所要の改正を行おうとするものです。

## 概要

出産時における被保険者への一時支給金は、出産育児一時金と産科医療補償制度掛金加算分を合わせて支給しております。

このたび、産科医療補償制度における掛金の額が1万6,000円から1万2,000円に引き下げられますが、被保険者への支給総額については厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会において42万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等が改正され出産育児一時金の額が40万4,000円から40万8,000円に引き上げられます。

この改正に準じ、桐生市国民健康保険条例の出産育児一時金の額についても同様の改正をするもので、支給総額に変更はありません。

|   | 《改正前》     | 《改正後》     |
|---|-----------|-----------|
| 産科医療補償制度掛金加算分<br>(条例で上限を定め、規則で<br>支給額を規定) . . . . . | 1万6,000円  | 1万2,000円  |
| 出産育児一時金<br>(条例第5条第1項) . . . . .                     | 40万4,000円 | 40万8,000円 |
|   | 支給総額 42万円 | 支給総額 42万円 |

(施行期日：令和4年1月1日)

## 背景・経過

産科医療補償制度が見直され、令和4年1月1日より当該制度の掛金が1万2,000円に引き下げられること、及び厚生労働省の社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」(令和2年12月23日)において、「少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額については42万円を維持すべき」とされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令が令和3年8月4日に公布され、出産育児一時金等の支給額が現行の40万4,000円から40万8,000円に引き上げられることとなりました。